

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の
第2期中期目標の期間の終了時の検討について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第3項により、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という）の第2期中期目標の終了時の検討について、次のとおり公表します。

第2期中期目標の期間の終了時の検討について

法人は、「環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果の活用等を行うことによって、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与する」という目的を果たすため、技術開発や支援、さらには将来を見据えた先駆的な取組に努めている。

また、第2期中期目標期間において、法人自らの判断による自律的、弾力的な業務運営を行うことにより、高い事業成果を挙げ、府民サービスの向上を図るなど、「事業者・行政・地域社会に対して存在感のある研究所」となるための目標達成に向け、様々な取組を進めている点は高く評価できる。

よって、第2期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価では、「全体として目標を十分に達成する見込みである」という全体評価とした。

法人の業務継続の必要性等については、今後も府民生活の向上に寄与するべく公設試験研究機関としての役割を十分に果たしていく必要があることから、引き続き業務の継続及び組織を存続していくことが適当である。

なお、総合研究所として各研究分野が融合の効果を発揮し、これまでに着手した研究をさらに推進していくなど、引き続き質の高い調査研究を行い、その研究成果の積極的な情報発信などを通じて、さらなる地域社会への貢献を求める。

■地方独立行政法人法（抄）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。